

新年のご挨拶

## 謹賀新年



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から当センターをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は台風や大雨による住宅の損壊や流失など、全国各地で自然災害が発生した一年でありましたが、平成から令和という新たな年号となった年でもありました。

令和二年はオリンピックイヤーでもあり、新しい時代を迎えることとなります。当センターも新しいことに挑戦するチャレンジ精神をもって業務に取り組んで参りたいと思っています。

最後に、皆様にとりまして本年が素晴らしい年でありますことを祈念いたしますとともに、今後、役職員一同、皆様と一緒に県民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に努めて参る所存でありますので、当センターをこれまで以上にご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(一財) 宮崎県建築住宅センター

### 施工状況報告書の提出等の周知について(行政庁からの通知)

宮崎県建築行政連絡会議会長(宮崎県県土整備部建築住宅課長)から、「施工状況報告書の提出や工事現場における確認表示板の設置の徹底等を図るため、宮崎県建築行政連絡会議行政部会において、別添のとおり県内共通の周知の為にチラシを作成しました」との通知がありました。

当センターの現場検査においても、施工状況報告書の一部不備等が見られることもあり、建築物の適正な工事監理や安全確保のためにも、このことについて皆様の御協力をいただきますようお願いいたします。

- ※ 上記のチラシを添付しましたので、業務の参考にさせていただきますようお願いいたします。
- ※ 当センターでは、休日の検査業務も実施していますのでお急ぎの場合にはご利用下さい。なおその際には早めの申請手続きをお願いします。

### 消費税率引き上げに伴う 住宅取得・リフォーム支援策

#### ～ 次世代住宅ポイント制度は 3月31日までに着工した工事が対象です お早めに! ～

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、住宅新築などに関する請負工事契約については4月1日から消費税10%が適用され、国では税率引き上げ後も住宅取得・リフォームがしやすくなるよう、様々な支援策が講じられています。主な住宅取得支援策は

- ① 住宅ローン減税の控除期間が3年延長(10年間で13年間に)
- ② 住まい給付金の最大給付額は30万円から50万円へ
- ③ 次世代住宅ポイント制度創設 最大35万ポイントを付与
- ④ 贈与税の非課税枠が 最大1,200万円が3,000万円に拡充 となっています。

なお、支援策についてはそれぞれに有効期限がありますので、国の関連ホームページでご確認ください。

特に次世代住宅ポイント制度は、今年の3月31日までに着工した工事が対象で、ポイント発行申請期間も同日までとなっていますのでご留意下さい。

支援策の一部(住まい給付金・次世代住宅ポイント制度)について、当センターでは窓口となり申請受付や証明業務を行っていますので、上手に活用していただきますようお願いいたします。

#### お知らせ

- 皆様からのご要望により、確認申請、検査済証に係る郵送(宅配便も含む)について、当センターが送料を負担する、着払い・元払いによるサービスを行っていますのでご希望の方はご利用ください。
- 皆様からの情報提供・お知らせなどをセンターのトピックスとともに掲載いたしますのでご利用ください。